

## ○開発団地の給水に関する規程

(平成10年3月31日)  
水道事業管理規程第10号)

開発団地の給水に関する規程（昭和51年大分市水道事業管理規程第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規程は、別に定める技術的基準を除き、開発団地への給水を円滑に行うため必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発団地 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）の許可を受け、開発された団地をいう。
- (2) 水道施設 開発団地内の水道の用に供する施設で各戸の給水管及びこれに直結する給水用具並びにこれらに準ずる施設を除いたものをいう。
- (3) 直圧式 大分市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐し、直接給水する方式をいう。
- (4) 受水槽式 管理者の施設した配水管から分岐して受水槽にいったん貯水した後、加圧し、配水池等から自然流下により給水する方式をいう。
- (5) 親メーター 2戸以上の子メーターの上流側に設置する水道メーターをいう。
- (6) 子メーター 親メーターの下流側に各戸ごとに設置する水道メーターをいう。

（協議）

**第3条** 開発行為を行う者（以下「開発行為者」という。）は、給水についてあらかじめ管理者に協議し、その承認を得なければならない。

- 2 開発行為者から市に対し水道施設の用に供する土地を帰属させ、及び水道施設の管理の引継ぎ（以下「水道施設の引継ぎ」という。）をしようとする場合は、あらかじめその旨を管理者に申し出なければならない。

（水道施設の基準）

**第4条** 水道施設は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第5条及び大分市水道事業給水条例（平成9年大分市条例第40号）その他関係規程等に定める施設基準に適合しなければならない。

- 2 受水槽式にあつては、受水槽上流部に親メーターを設置し、各戸ごとに子メーターを取り付けるものとする。

3 直圧式にあつては、各戸ごとに管理者が水道メーターを設置するものとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、親メーターを設置することができる。

(工事の施行)

**第5条** 水道施設の工事の施行は、管理者が行い、又は管理者が法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者が、管理者の承認を得て行わなければならない。

(費用負担)

**第6条** 給水のために必要な費用は、すべて開発行為者の負担とする。

2 前項のほか、親メーターの指示水量と、各戸の子メーターの合計水量との差に係る水道料金については、開発行為者の責任において納入しなければならない。

(水道施設の管理の引継ぎ)

**第7条** 第3条第2項の規定により、あらかじめ水道施設の引継ぎを申し出た開発行為者は、工事完了後管理者の行う工事検査に合格した水道施設が次に掲げる条件を具備した後に、管理者と当該水道施設の引継ぎについて協議することができる。

(1) 水道施設が設置されている開発区域内の道路が、公道又はそれに準ずる道路に認定されたとき。

(2) 受水槽式の開発団地にあつては、計画給水戸数が30戸以上の規模を有し、水道施設の用に供する土地及び水道施設を市に無償譲渡することが可能であるとき。

(3) 大分市開発指導要綱（平成元年大分市告示第18号）による改正前の大分市開発指導要綱の適用を受ける受水槽式の開発団地にあつては、計画給水戸数の50パーセント以上の給水が行われたとき。

(4) 管理者が別に定める管理費を納入できるとき。

(水道施設の維持管理)

**第8条** 前条の協議が成立し、水道施設の用に供する土地の所有権移転登記、水道施設の所有権の移転及び管理費の納入（以下「所有権移転登記等」という。）が完了した水道施設の維持管理は、管理者が行うものとする。ただし、前条第3号に規定する開発団地の水道施設の維持管理は、当該所有権移転登記等が完了した日の属する年度の翌年度から管理者が行うものとする。

2 前項の規定に基づき、管理者が水道施設を維持管理することにより、不要となる親メーターの撤去に要する工事費は、開発行為者の負担とする。

3 第1項の規定により管理者が維持管理を行うまでの間、水道施設の維持管理について、開発行為者は、管理者が必要と認める条件を満たした管理規約等を定め、管理者に届け出るとともに、当該管理契約等に従い、適正に維持管理しなければならない。

(委任)

**第9条** この規程の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

## 給水装置工事検査要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、大分市水道事業給水条例（平成9年大分市条例第40号）第6条第2項に規定する給水装置工事（以下「工事」という。）の検査について、必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 工事の検査を行う者（以下「検査員」という。）は、大分市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が任命する。

(検査項目)

第3条 検査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 工事設計書と工事内容との照合
- (2) 使用材料・機器の確認
- (3) 給水管の配管状況及び埋設深度
- (4) 保護措置（凍結・腐食・衝撃等）
- (5) 弁・せん類・器具及びボックスの取付状況
- (6) 通水検査
- (7) 受水槽等の設置状況
- (8) 量水器の取付状況
- (9) 道路復旧状況
- (10) 水圧テスト
- (11) その他管理者が必要と認める事項

2 検査員は、検査に必要と認めるときは、隠ぺい部及び埋設部分について露出させ、検査することができる。

(検査の立会い)

第4条 検査は、当該工事を施行した指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）の給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は担当者のうち管理者が指定した者を立ち合わせるものとする。

(検査の公平等)

第5条 検査員は、設計図書等に基づき厳正かつ公平な検査を行い、工事の適否を判定しなければならない。

(検査の期間)

第6条 管理者は、「給水装置工事完成検査願」を受理した日から7日以内に検査を行わなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(資格の確認)

第7条 検査員は、工事現場において必要な場合は、当該工事を担当する主任技術者の確認をすることができる。

(手直しを要する工事の検査)

第8条 検査員は、検査の結果、工事の手直しを要する箇所がある場合は指定業者に対し文書又は口頭により期間を定め手直し工事を命ずるものとする。

2 検査員は、手直し工事完了の通知を受けた日から7日以内に再検査を行わなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(検査の完了通知)

第9条 管理者は、検査の結果、合格と認めるときは、指定業者に文書又は口頭により通知するものとする。

(その他)

第10条 検査員の指示により、取り崩した部分は、工事を施行した指定業者の負担をもって原形に復旧するものとする。

2 検査に伴う漏水等により構造物、配管等に損害を与えたときには工事をした指定業者の責任において処理するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、大分市水道局技術管理者が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

## 開発団地の給水に関する取扱要綱

開発団地の給水に関する規程（昭和51年水道事業管理規程第7号以下「規程」という。）の施行についての取扱を適性かつ合理的に行うため必要な要綱を定める。

1. 規程第3条第1項に規定する協議については、次の事項に基づき行う。
  - (1) 水道施設の計画及び施行は、大分市水道事業給水条例及び関連規程、要綱、基準等によるほか水道法第5条に規定する「施設基準」に準拠する。
  - (2) 水道施設の計画書として、次の図書を提出しなければならない。
    - イ. 水道施設同意申請書
    - ロ. 開発団地の位置図
    - ハ. 水道施設設計図書及び水理計算書
    - ニ. その他必要な書類
2. 水道施設の引継ぎの条件を具備しようとする開発団地については、前項のほか次の事項について協議を行う。
  - (1) 管理費については、人件費その他の変動があるため当該年度当初に基本単価を定め、別に定める算出基準により算定する額の納入に関する事。
  - (2) 管理者に管理の引継ぎが完了するまでの維持管理及び親メーターを設置した開発団地においては、各戸のメーターの検針及び水道料金の徴収は開発行為者が行うことに関する事。
  - (3) その他必要な事項に関する事。
3. 水道施設の引継ぎの条件を具備できない開発団地については、第1項のほか次の事項について協議を行う。
  - (1) 不動産売買契約時に「宅地建物取引業法」第35条第1項第4号に基づき、水道についての重要事項の説明を行うことに関する事。
  - (2) 前項に基づきその水道施設を開発団地居住者の共有物件とすることを明記した契約書の写しを提出することに関する事。
  - (3) 前項に基づきその水道施設を「建物の区分所有等に関する法律」により管理規約等を設け団地給水管理者を選任し、維持管理することに関する事。
  - (4) 親メーターにより水道料金を徴収し、子メーターの検針及び水道料金の徴収は、管理者が行わないことに関する事。
  - (5) その他必要な事項に関する事。
4. 規程第7条の工事検査を受けるためには、次の図書を提出しなければならない。
  - (1) 工事完了届出書
  - (2) 工事写真（施工前、施工中、施工後）

- (3) 完成図
- (4) その他必要な書類
- 5. 規程第3条第2項の水道施設の引継ぎの申し出については、大分市開発行為指導要綱に掲げる必要書類を提出するものとする。
- 6. 規程第8条第1項の水道施設の引継ぎの条件を具備し、協議の成立した水道施設は、別に定める「管理の引継ぎの同意書」による開発行為者に通知し、通知した日の属する月の翌月からの維持管理は、管理者が行うものとする。ただし、規程第7条第3号に規定する開発団地の維持管理は、協議が成立した日の属する年度の翌年度から行うものとする。
- 7. 規程第7条第4号及び第8条第1項並びに大分市開発行為指導要綱第44条に規定する管理費は、次の事項により算出する。
  - (1) 電気料金  
基本料金の10年間分
  - (2) 人件費（加圧設備1ヶ所当たり）  
基本単価×週2回半日の10年間分
  - (3) ポンプ、電動機、（予備機を含む）の取替費用  
管理の引継ぎ時の実費※管理費＝{(1)+(2)}×10+(3)  
(注) 人件費は、機器の保守点検に要するもので、週2回半日とし年間52人とする。  
人件費の基本単価は、毎年度当初算出しその単価に基づき算出する。
- 8. 規程第8条第3項の管理者が必要と認める条件とは、次の事項とする。（基本法律「建物の区分所有等に関する法律」に規定。）
  - (1) 付属施設の範囲及び共有特分に関する事。
  - (2) 組合の結成、加入に関する事。
  - (3) 団地給水管理者の選任及び権限に関する事。
  - (4) 管理費の負担及び日常管理事項に関する事。
  - (5) その他必要な図書

附 則

この要綱は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

## 大分市開発行為指導要綱（抜粋）

平成27年10月1日 一部改正

（公共施設及び公共施設に関する技術基準）

（水道施設）

第25条 水道施設計画にあたっては、開発区域内の地形、計画給水人口、関連する周辺地域の配管状況及び予定建築物の用途、構造等により配水方式を選定し、水道施設の構造及び材料についても、法令、条例等に適合し、かつ、需要者に衛生的で豊富な水の供給ができるようにしなければならない。

（計画給水量の算定）

(1) 計画給水量の算定は、計画給水人口に基づき次のとおりとする。

ア 計画給水人口は、予定建築物の用途に応じ、次表のとおりとする。

予定建築物の用途	一戸当たり人口
独立住宅	4人
共同住宅	3.5人
学 校	居住予定児童生徒数
そ の 他	別に定めるとおりとする

イ 計画給水量は、次表のとおりとする。

	住宅	学校	その他
計画1人1日平均給水量（ℓ／日）	350	80	別に定めるとおりとする。
計画1人1日最大給水量（ℓ／日）	420	100	
計画時間最大給水量（ℓ／時間）	人口 50人未満	225	
	人口 50人以上 100人未満	140	
	人口 100人以上 300人未満	85	
	人口 300人以上 500人未満	70	
	人口 500人以上 1,000人未満	55	
	人口 1,000人以上 5,000人未満	40	
	人口 5,000人以上	35	

（配水方式）

(2) 配水方式は、次のとおりとする。

ア 配水方式は、直圧式又は受水槽式とする。

（ア）直圧式とは、市の施設した配水管から直結して給水する方式をいう。

（イ）受水槽式とは、市の布設した配水管から受水槽にいったん貯水した後、揚水し、配水池又は高架水槽から自然流下により給水する方式をいう。

イ 配水方式は、付近の配水管網の状況、地形、拡張計画等をかんがみ、水道事業管理者が決定する。

(受水槽)

(3) 受水槽は、次の要件を満たすものとする。

- ア 分岐場所は、受水時に流入管の最小動水圧が0.098MPa 以上を保つ地点を選定する。
- イ 有効容量は、計画1日最大給水量の2時間分とする。ただし、高架水槽及び配水塔で計画する場合は、配水池容量と同等する。
- ウ 有効水深は、3m～5mを標準とする。
- エ 構造は、鉄筋コンクリート造若しくはPCコンクリート造又はステンレス製とする。
- オ 地上式とし、周壁の保守点検が容易にできる構造とする。
- カ ほこり、その他衛生上有害なものが入らない構造とする。
- キ 維持管理上2槽とし、安全な構造とする。

(配水池)

(4) 配水池は、次の要件を満たすものとする。

- ア 有効容量は、1日最大給水量の12時間分+消火水量とする。
- イ 配水池及び配水塔の容量に加算すべき人口別消火水量は、次表のとおりとする。

人口	5,000人以下	10,000人以下	15,000人以下	20,000人以下
消火水量	60m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup>	150m <sup>3</sup>	200m <sup>3</sup>

- ウ 有効水深は、3m～6mを標準とする。
- エ 構造は、鉄筋コンクリート造若しくは、PC、コンクリート造又はステンレス製とする。
- オ 維持管理上2池とし、安全な構造とする。

(高架水槽及び配水塔)

(5) 高架水槽及び配水塔（水圧調整を目的とするもの）は、次の要件を満たすものとする。

- ア 設置場所は、高水位の際に配水管に係る最大静水圧が0.736MPa を超えない地点を選定する。
- イ 有効容量は、1日最大給水量の2時間分とする。
- ウ 有効水深は、3m～5mを標準とする。
- エ 構造は、鉄筋コンクリート造若しくはPCコンクリート造又はステンレス製とする。
- オ 維持管理上2槽若しくは2池とし、安全な構造とする。

(減圧水槽)

(6) 減圧水槽は、前号に規定する高架水槽及び配水塔と同様の要件を満たすものとする。

(送水設備)

(7) 送水設備は、次の要件を満たすものとする。



ア ポンプ設備は次のとおりとする。

(ア) ポンプは、使用目的に適合した吐出量及び全揚程を有するもので、かつ、効率の高いものを選定する。

(イ) ポンプの吸込方式は、押込式とする。

イ 電気計装設備については、別に定める。

(追加塩素消毒設備)

(8) 追加塩素消毒設備は、必要に応じて受水槽式施設に設置するものとする。

(流入管)

(9) 流入管は、次の要件を満たすものとする。

ア 市の配水管からの分岐口径については、周辺の配水管網の状況や分岐によって予想される影響等を考慮し、同口径の分岐は不可とする。ただし、将来管理引継を予定し、かつ周辺地域に著しい水圧低下を起こさない場合はこの限りではない。

イ 使用管種は、第11号オのとおりとする。

ウ 口径の決定に当たっては、適正な水圧で安定的に給水を行い、非常時には水の供給を維持できるように、経済的な水運用ができるようにする。

(揚水管)

(10) 揚水管は、次の要件を満たすものとする。

ア 管種の選定は水圧、土圧、外力等に対して安全で、埋設環境に適合するものとする。

イ 口径の決定に当たっては、ポンプ揚程と管径との間の経済的關係、経済的な流速を考慮するものとする。

ウ 使用管種は第11号オのとおりとする。

(配水管)

(11) 配水管は、次の要件を満たすものとする。

ア 平常時の最小動水圧は、原則として0.147MPa（開発の形態によっては、水道事業管理者の指示する水圧）とし、火災時の最小動水圧は使用中の消火栓の位置で負圧とならず周辺地域に著しい水圧低下を起こさない程度のものであるものとする。

イ 最大動水圧0.49MPa程度とする。

ウ 流量計算は、ヘーゼン・ウィリアムズ公式を使用するものとし、その公式のうちCの値は、110とする。

エ 計画1日最大給水量に加算すべき人口別消火水量は、次表のとおりとする。

人 口	消火水量
5,000人以下	1.0m <sup>3</sup> /分
10,000人以下	2.0m <sup>3</sup> /分
15,000人以下	3.0m <sup>3</sup> /分
20,000人以下	4.0m <sup>3</sup> /分

オ 使用管種は、次表のとおりとする。

口 径	管 種
100mm以上	水道用塗覆装鋼管 (JWWA G117) (溶接継手) 高機能水道用ダクティル鑄鉄管 (JWWA G113) (耐震形継手・内面粉体塗装) 高機能水道用ダクティル異形管 (JWWA G114) (耐震形継手・内面粉体塗装)
75mm以下	高機能水道用ダクティル鑄鉄管 (JWWA G113) (耐震形継手・内面粉体塗装) 高機能水道用ダクティル異形管 (JWWA G114) (耐震形継手・内面粉体塗装) 水道配水用ポリエチレン管 (JWWA K144) (熱融着継手・高密度) 水道配水用ポリエチレン管継手 (JWWA K145) (熱融着継手・高密度)
給水引込管	水道用ポリエチレン管 (JIS K6762)

※ その他水道事業管理者が認めたもの

カ 工事着工前に、水道事業管理者の材料検査を受け、かつ、指示に従って施行する。

キ 工事完成後は、速やかに水道事業管理者の検査を受ける。

(給水管)

(12) 開発区域内で事前に給水管を引き込む場合は、次の要件を満たすものとする。

ア 給水管の分岐は、次のとおりとする。

(ア) サドル分水栓を使用し、穿孔前にサドル分水栓の水圧テストを行い、漏水のおそれがないことを確認する。

(イ) 穿孔後は、インサートリングを挿入する。

イ 給水管の管種は、前号オに規定するものを使用する。

ウ 給水管の管末は、埋設用スリースバルブとし、通水を確認した後プラグ止めをする。

(給水装置)

(13) 将来、管理引継ぎを予定とする受水槽式開発団地の給水工事は、直圧式開発団地と同様に大分市水道事業給水条例（平成9年大分市条例第40号）及び関係規程並びに関係法令の法定により施行すること。

(受水槽式施設の用地)

(14) 受水槽式に要する施設の用地は、次の要件を満たすものとする。

ア 境界は、隣接地との境が明確になるように境界標（コンクリート杭等）を設置する。

イ 境界は、安全管理上必要に応じてフェンス及び出入口を設置する。

ウ 施設内の空地は、原則として舗装する。

(工事の施行)

(15) 水道施設の工事の施行は、水道事業管理者又は指定給水装置工事事業者が行わなければならない。

(その他)

(16) この条における給水人口、給水量及び水圧の数値は、最新の数値とする。なお、この条に定めのないものについては、その都度協議する。

(水道施設の管理の引継ぎに関する基準等)

第44条 水道施設の管理の引継ぎに関する基準は、次のとおりとする。

(1) 水道施設については、次に定める条件を具備したとき、水道事業管理者が引き継ぐものとする。ただし、引継ぎ後2年以内に開発者の責に帰する事由により当該施設が破損した場合は、開発者の負担においてこれを復旧するものとする。

ア 開発区域内の水道施設が埋設された道路を市が管理することとなったとき。

イ 配水方式が受水槽式の開発団地にあつては、計画給水戸数が30戸以上の規模を有し、水道施設の用地が市に帰属したとき。

ウ 水道事業管理者が別に定める管理費を納入したとき。

(2) 管理の引継ぎに必要な添付図書は、次のとおりとする。この場合において、図面については、大分市水道局工事完成図書作成要領に準ずるものとする。

ア 全体平面図（街区及び区画番号を明記したもの）

イ 配管平面図

ウ 配管横断図

エ 弁栓図（水道局指定様式）

オ 受水槽及び配水池等の構造図、詳細図及び関係図書

カ 水理計算書

キ 工事写真

ク 関係官庁の許可書等

ケ その他大分市水道局工事完成図書作成要領（平成27年4月1日）に準じたもの

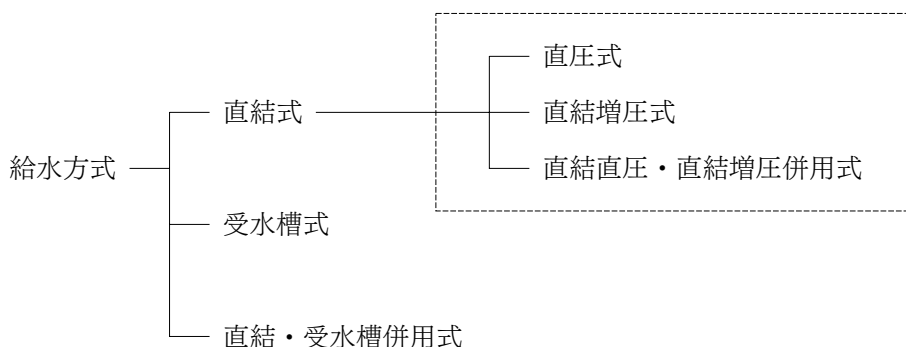
## 中高層建物直結給水施行基準

### 1. 目的

直結給水は、水道水の安全・安定供給の確保を基本とし、これにより小規模受水槽の衛生問題の解消、省エネルギーの推進、設置スペースの有効利用など「給水サービスの充実」を目的として実施する。

### 2. 定義

直結給水とは、中高層の建物に対して受水槽を経由せず、配水管の水圧を利用して直接給水するシステムであり、直結給水には配水管の水圧のみを利用する直結直圧式と、直結増圧装置を利用する直結増圧式及び直結直圧・直結増圧併用式の3種類に分類される。なお直結直圧給水は5階建て建築物を限度とする。



(給水方式の選定には需要者の必要とする水量、水圧が確保できるときは使用目的を配慮して選定する。)

### 3. 直結式給水の種類

- ① 直結直圧式 配水管の水圧で給水装置の末端まで直接給水する方式 (図 1)  
「5階建てまでの建築物で年間最小動水圧が基準を満たしている場所」
- ② 直結直圧式 (高置水槽式) 建築物の屋上に設置する高置水槽に、配水管の水圧によって給水する方式 (図 2)  
「既設建物の改造や貯水を必要とする建築物で5階建てまでの建築物」
- ③ 直結増圧式 (ポンプ直送式) 給水管の途中に増圧給水設備を設置し、圧力を増して給水装置の末端まで給水する方式 (図 3)  
「対象建物は、10階建て程度の建築物」
- ④ 直結増圧式 (高置水槽式) 給水管の途中に増圧給水設備を設置し、圧力を増して建築物の屋上に設置する高置水槽に給水する方式 (図 4)  
「対象建物は、10階建て程度の建築物」

- ⑤ 直結直圧・直結増圧併用式 同一建築物に直結直圧式と直結増圧式を併用して給水する方式（図－5）

「併用給水の場合は、同一建築物の同一階に異なる給水方式で給水してはならない」

#### 4. 直結式給水の条件

- ① 直結直圧式で給水できる建築物は、次の条件に該当しなければならない。
- ア 配水管の年間最小動水圧が次のとおりとし、将来にわたって確保できること。
    - 3階建て建築物 0.196MPa (2.0kgf/cm<sup>2</sup>)
    - 4階建て建築物 0.245MPa (2.5kgf/cm<sup>2</sup>)
    - 5階建て建築物 0.294MPa (3.0kgf/cm<sup>2</sup>)
  - イ 給水管の取り出し口径は、25mm 以上から75mm までとする。ただし3階建ての建築物は20mm 以上とする。
  - ウ 原則として給水は、直結式と受水槽式の併用でないこと。
  - エ 分岐できる配水管口径は、原則として75mm 以上の配水管が布設されている地域とし口径75mm は管網が形成されていること。また分岐可能な配水管口径は350mm までとする。ただし3階建ての建築物は口径50mm 以上の配水管とする。
  - オ 配水管の水圧が不明で確認できない場所は、水圧測定調査を行う。
- ② 直結増圧式（ポンプ直送式及び高置水槽式）で給水できる建築物は、次の条件に該当しなければならない。
- ア 増圧設備を設ける分岐管の口径は、20mm 以上から50mm までとする。
  - イ 増圧により給水できる階数は、3階建て以上10階建て程度とする。
  - ウ 増圧することにより、付近の給水圧が低下して支障をきたさないこと。
  - エ 配水管の年間最小動水圧が、0.196MPa (2.0kgf/cm<sup>2</sup>) 以上を将来にわたって確保できること。
  - オ 増圧設備の故障及び停電時の断水に備え、非常用給水栓を設置すること。
  - カ 分岐できる配水管口径は、原則として75mm 以上の配水管が布設されている地域とし、口径75mm は管網が形成されていること。また分岐可能な配水管口径は、350mm までとする。
- ③ 直結直圧式（高置水槽式）及び直結増圧式（高置水槽式）で給水できる建築物は、次の要件に該当しなければならない。
- ア 高置水槽の点検等が容易にできる構造の建築物であること。
  - イ 直結直圧式（高置水槽式）は、5階建て以下の建築物とする。
  - ウ 直結増圧式（高置水槽式）は、3階建て以上の建築物とする。
  - エ 付属設備等については、建築基準法施行令等の基準によるものとする。
- ④ 直結直圧・直結増圧併用式で給水を行う場合は、同一建築物の同一階に異なる給水方式で給水してはならない。なお直結直圧で給水できる階数は2階までとする。
- ⑤ 配管

- ア 共有の立ち上がり管には、適切な位置にバルブ、空気弁を設置すること。空気弁は最上階の給水栓より高い位置で点検が容易な場所に設置すること。
- イ 水撃防止及び凍結防止のための適切な措置を講じること。
- ウ 逆流及び汚染のおそれがなく、停滞水が生じない構造にすること。
- エ 立上がり管及び立下り管は、原則としてパイプシャフト内配管とすること。
- オ 3階以上の建物には、1階地中部分に取替えが可能となるように逆流防止器（認証品）を設置すること。
- カ 各戸にメーターを設置した場合には、メーターの前又は後に逆流防止器（認証品）を設置し取替が可能となるように二次側からの出水を防止する措置をすること。

## 5. 直結直圧式及び直結増圧式によることのできない対象除外建築物

- ア ホテル等のように、一時に多量の水を必要とする建築物。
- イ 病院等のように、一定量の保安用水が必要な建築物。
- ウ 24時間営業等のように、断減水による影響が大きい建築物。
- エ 有毒薬品を使用する工場等のように、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある建築物。
- オ 高置水槽のみでは水量が不足し受水槽式で給水する必要のある建築物。
- カ その他、直結直圧式や増圧式に適合しない建築物。

## 6. メーターの設置

- ア 各戸に市メーター（各戸メーター）を設置する場合は、各階のパイプシャフト内に各戸毎に設置する。
- イ 電気、ガスのメーター等と共同格納する場合は、相互の維持管理に支障がない空間を確保し、扉と平行に設置すること。また漏水等により他の設備に被害を与えない構造とすること。
- ウ 設置方法は、パイプシャフトの場合は図-6、壁付きメーターの場合は図-7により設置し、メーターの検針及び取替作業が容易にできること。
- エ 各戸に市メーターを設置することができない建築物にあつては、別に市（親）メーターを設置する。また増圧ポンプを設置した場合のメーターの位置は、上流側とする。
- オ 設置する水道メーターは原則として口径20mm 以上とする。ただし給水栓数が少なく給水管口径が13mm で水理計算が成り立つ場合はこの限りでない。
- カ 水道メーターは、凍結破裂、漏水等の事故による被害を防止するため、必要な措置をとること。

## 7. 事前協議

3階以上の直結直圧式、直結増圧式給水の申込みをしようとするものは、あらかじめ「直結（増圧式）給水事前協議書」（様式1、3）及び水理計算書を提出し、承認を得なければならない。工事申請の際には「直結（増圧式）給水装置に関する維持管理誓約書」（様式4）及び「直結（増圧式）給水事前協議回答書」（様式2）を添付すること。ただし、事前協議の内容と異なる場合は再度協議すること。また、配

水管の水圧が不明な場所については、水圧測定の実地調査を行う。

## 8. 直圧式給水の設計

### (1) 計画使用水量

直圧式給水における計画使用水量は、給水用具の同時使用の割合等を考慮して実態に合った水量の算定をすること。

#### ① 1戸建て等の場合

ア 同時に使用する給水用具を設定して算出する方法

イ 標準化した同時使用水量により求める方法

・同時使用水量＝給水用具の全使用水量÷給水用具総数×同時使用水量比

#### ② 集合住宅等の場合

ア 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率により求める方法

イ 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

・同時使用水量＝ $42 \times (\text{戸数})^{0.33}$  [10戸未満]

・同時使用水量＝ $19 \times (\text{戸数})^{0.67}$  [10戸～600戸未満]

ウ 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

・同時使用水量＝ $26 \times (\text{人数})^{0.36}$  [30人以下]

・同時使用水量＝ $13 \times (\text{人数})^{0.56}$  [31人～200人未満]

#### ③ 一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル、集合住宅等の場合

ア 給水用具給水負荷単位により求める方法

### (2) 給水管の管径

給水管の管径は、配水管の最小動水圧時においても、設計水量を十分に供給できるだけの大きさとしなければならない。

#### ① 管径決定の基準

給水管の管径は、配水管の立ち上りの高さに総損失水頭と最低確保水圧 $0.05\text{MPa}$  ( $0.5\text{kgf/cm}^2$ )を加えたものが、取り出し配水管の計画最小動水圧で3階建て建築物の時 $0.196\text{MPa}$  ( $2.0\text{kgf/cm}^2$ )、4階の時 $0.245\text{MPa}$  ( $2.5\text{kgf/cm}^2$ )、5階の時は $0.294\text{MPa}$  ( $3.0\text{kgf/cm}^2$ )の水頭以下となるよう計算によって定めなければならない。

#### ② 損失水頭

管の摩擦損失水頭は、口径 $50\text{mm}$ 以下の給水管は東京都水道局実験式またはウエストン公式、口径 $75\text{mm}$ 以上の給水管は、ヘーゼン・ウィリアムス公式により求める。

#### ③ 直管換算長

給水装置において、給水管器具（分水栓、止水栓、量水器、給水栓等）及び工事（取付継手管の屈曲、分岐）によって生ずる損失水頭がある。これを直管の何メートルに相当するかを求めた数値が直管換算長（表-4）である。

直管換算長がわかれば各器具の損失水頭は、管の摩擦損失水頭を求める式から計算できるので便利である。

表-4 管継手類及び弁類の相当管長

名 称 \ 口 径	φ13	φ20	φ25	φ40	φ50	φ75
サドル分水栓	2.00	2.00	3.00			
割 丁 字 管				2.10	3.00	4.50
止 水 栓	4.50	6.00	7.50	13.50	16.50	24.00
量 水 器	4.00	11.00	15.00	26.00	35.00	30.00
逆 止 弁	1.20	1.60	2.00	3.10	4.00	5.70
仕 切 弁	0.12	0.15	0.18	0.30	0.39	0.63
ボールタップ	4.50	6.00	7.50	13.50	16.50	24.00
異 径 継 手 管	0.60	0.75	0.90	1.50	2.10	3.00

(2-44 表2-11参考)

## 9. 増圧式給水の設計及び構造

### (1) 設 計

増圧式給水の設計に関する必要な要件は次のとおりとする。

#### ① 給水管の口径

ア 配水管から分岐する給水管の口径は、20ミリメートル以上50ミリメートル以下とし、原則として配水管口径より2口径小さいものとする。

イ 増圧装置下流側の給水主管（立上がり管）は増圧装置上流側の給水管と同口径以下とする。

ウ 管内流速は、原則として2.0m/s以下とする。

#### ② 水理計算

ア 計画使用水量の算定式は次のとおりとする。

(他の計算は「直圧式給水の設計」を適用する。)

$$\cdot \text{瞬時最大使用水量 (L/分)} = 42 \times (\text{戸数})^{0.33} [1 \sim 9 \text{戸}]$$

$$\cdot \text{瞬時最大使用水量 (L/分)} = 19 \times (\text{戸数})^{0.67} [10 \sim 599 \text{戸}]$$

(計算例を示す。)

イ 増圧装置による増圧装置の算定方法

$$P_p = P_1 + P_2 + P_3 + P_4 + P_5 + P_6 - P_0$$

$$P_7 = P_4 + P_5 + P_6$$

$P_p$  : 直結加圧形ポンプユニットの全揚程

$P_0$  : 配水管の水圧 (0.196MPa )

$P_1$  : 配水管と直結加圧形ポンプユニットとの高低差

$P_2$  : 直結加圧形ポンプユニットの上流側の給水管及び給水用具の圧力損失



- $P_3$ ：直結加圧形ポンプユニットの圧力損失（メーカー資料から）  
 $P_4$ ：直結加圧形ポンプユニットの下流側の給水管及び給水用具の圧力損失  
 $P_5$ ：直結加圧形ポンプユニットと末端最高位の給水用具との高低差  
 $P_6$ ：末端最高位の給水用具を使用するために必要圧力（0.05MPa）  
 $P_7$ ：直結加圧形ポンプユニットの吐出圧

（資-73 図-6 参考）

### ③ 瞬時最大給水量

瞬時最大給水量は、250ℓ/min程度までとする。

## (2) 構造

### ① 増圧装置

- ア 増圧装置は、日本水道協会規格「水道用直結加圧ポンプユニット（JWWA B 130）」または認証品であること。
- イ 吸込圧力が0.098MPa（1.0kgf/cm<sup>2</sup>）へ低下した場合は自動停止し、吸込圧力が0.127MPa（1.3kgf/cm<sup>2</sup>）に復帰した場合は自動復帰すること。
- ウ 増圧装置の設置台数は、1建築物につき1台（ユニット）とする。
- エ 敷地内に2棟以上の建築物があり、各棟に増圧装置を設置するときは、増圧装置間を相互に連絡させてはならない。
- オ 吐出圧力は0.735MPa（7.5kgf/cm<sup>2</sup>）を上限とする。
- カ 増圧装置の設置場所は、1階又は地下1階部分とし、増圧装置の維持管理に必要なスペースが確保できる場所とする。
- キ 前項が困難な場合には屋外に設置してもよい。ただし、凍結防止対策等を講じること。
- ク 増圧装置の口径は、増圧装置上流側に設置するメーター口径と同口径以下とする。
- ケ 増圧装置内に停滞水が生じない運転動作ができること。

### ② 逆流防止装置

- ア 逆流防止装置は、原則として減圧式とし増圧装置上流側に設置すること。  
日本水道協会規格「水道用減圧式逆流防止器（JWWA B 134）」による。
- イ 逆流防止装置は、浸水のおそれがなく、定期点検等の保守作業に支障のない場所に設置すること。  
また、逃がし弁からの排水が目視できるように配置すること。
- ウ 逆流防止装置は、上流からバルブ＋（ストレーナー＋減圧式逆流防止器）＋バルブとする。なお点検取替時に断水することが出来ない建物についてはバイパスを設置すること。

### ③ 非常用直結給水栓

- 増圧装置の故障及び停電時の断水に備え、非常用直結給水栓を設置すること。  
メーターが各戸に設置される場合は、別途メーターを設けて非常用給水栓を設置すること。

### ④ 配管

- ア 共有の立ち上がり管には、適切な位置にバルブ、空気弁を設置すること。空気弁は最上階の給水

栓より高い位置で点検が容易な場所に設置すること。

イ 水撃防止及び凍結防止のための適切な措置を講じること。

ウ 逆流及び汚染のおそれがなく、停滞水が生じない構造にすること。

エ 各戸への流入圧力が適正圧力を超える場合は、各戸に減圧弁を設置すること。

オ 増圧装置上流側及び下流側の配管の適切な位置に、仕切弁を設置すること。

カ 立上がり管及び立下り管は、原則としてパイプシャフト内配管とすること。

## 10. 受水槽式からの改造

既設の受水槽式からの改造は、本施工基準に適合する場合のみ認める。ただし、市（親）メーター以降の既設給水管を使用する時は、口径、使用量及び水道管の老朽等の調査を十分に行い使用することができる。

## 11. 工事検査

工事検査は「工事検査要綱」に基づき行うものとする。ただし、増圧装置の耐圧試験は除く。

## 12. 施設の維持管理

設置者は、給水装置工事申請の際に提出した「直結（増圧）式給水装置に関する維持管理誓約書」に基づき実施すること。

## 13. 維持管理区分

直圧式給水及び増圧式給水における自然漏水修理の費用分担区分は次のとおりとする。

### ① 直圧式給水の場合

ア 全戸の水道メーターを地中に設置した場合は、水道メーター上流側は水道局負担とし、下流側は受益者負担とする。

イ アに該当しない場合は、宅地内第1止水栓上流側は水道局負担とし、下流側は受益者負担とする。

### ② 増圧式給水の場合

ア 市（親）メーターを設置した場合は、メーター上流側は水道局負担とし、下流側は受益者負担とする。

イ 各戸にメーターが設置された時または市（親）メーターの設置がなく非常用直結給水装置にメーターが設置されたときは宅地内第1止水栓の上流側は水道局負担とし、下流側は受益者負担とする。

## 附 則

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成12年4月1日施行の「3階建て建築物への直結直圧式給水基準」は廃止する。

# 直結式給水方式

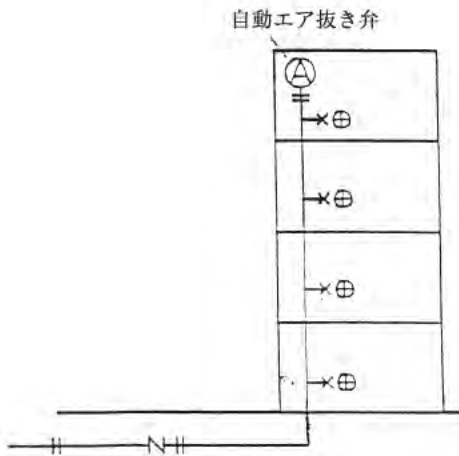


図-1 直結直圧式  
(1階部分にメーターがついた場合についても逆止弁が必要である)

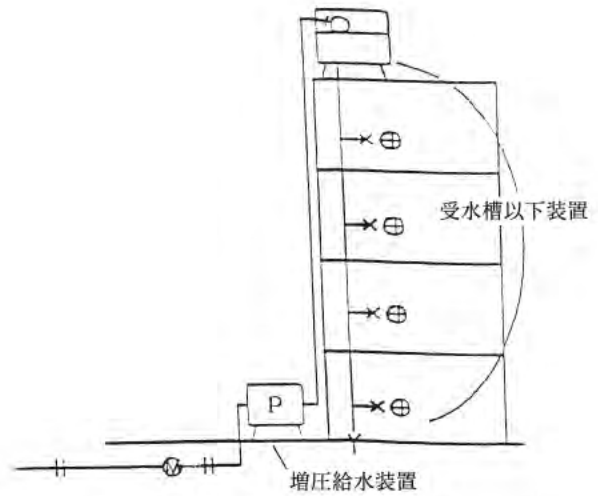


図-4 直結増圧式 (高置水槽式)

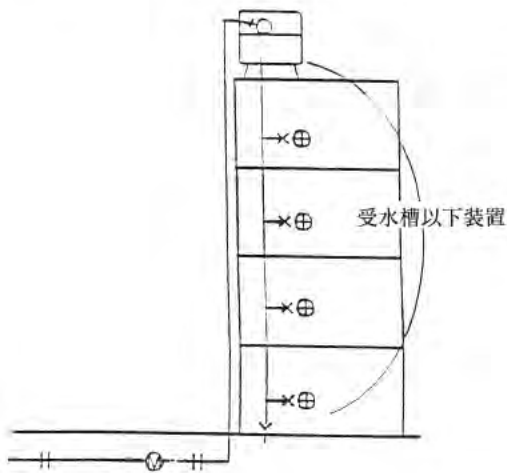


図-2 直結直圧式 (高置水槽式)

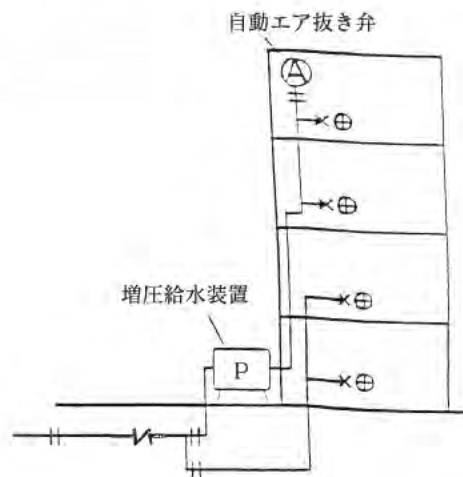


図-5 直結直圧・直結増圧併用式

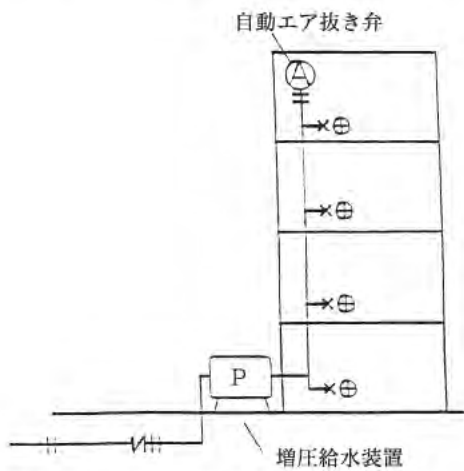


図-3 直結増圧式 (ポンプ直送式)

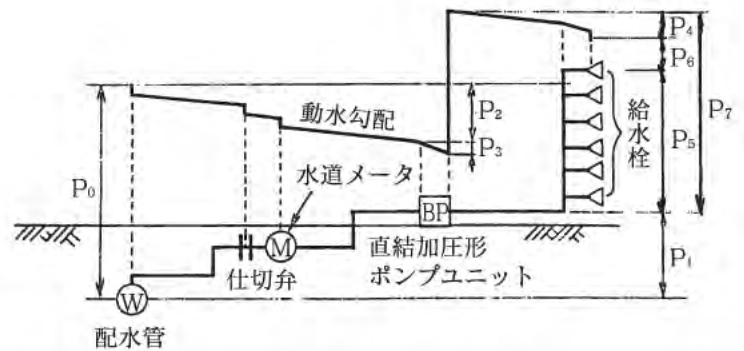
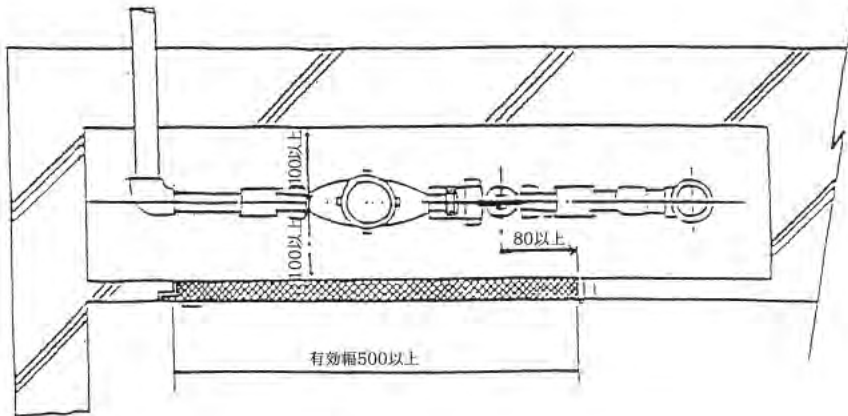


図-6 直結増圧式給水における動水勾配線図

図-7

パイプシャフト内メーター設置標準寸法表

平面図



正面図

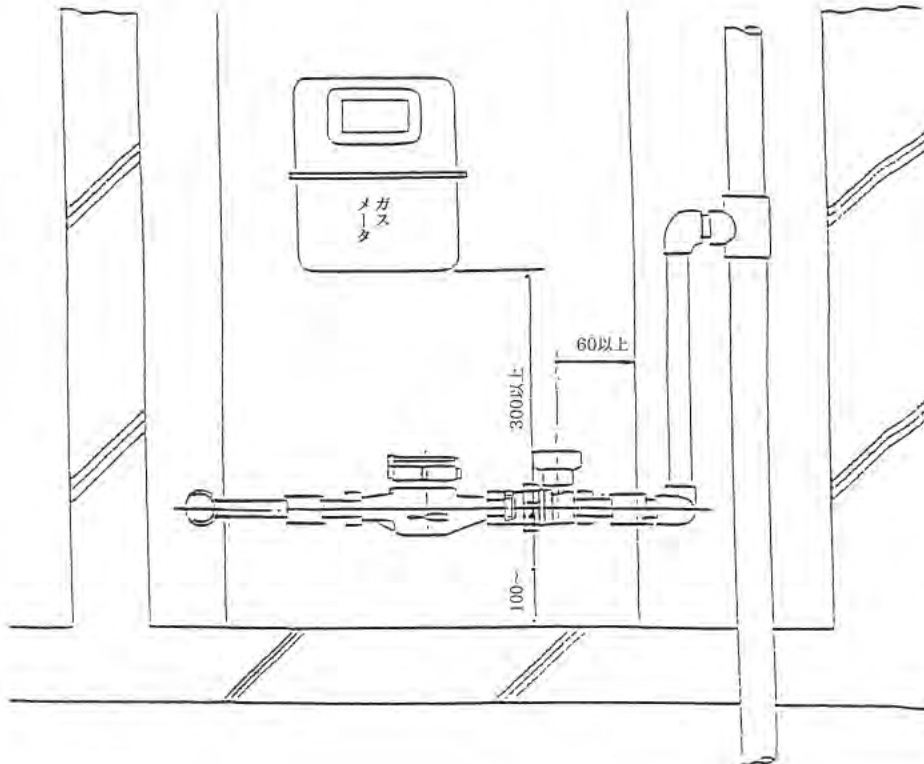
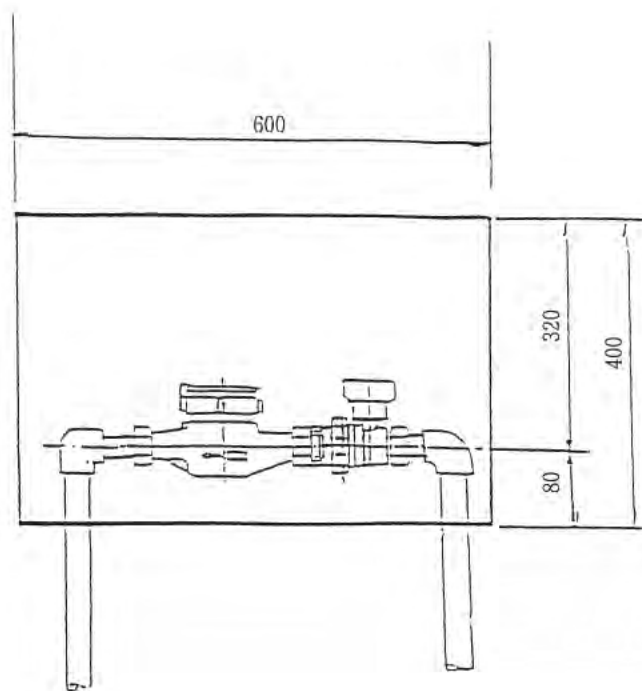
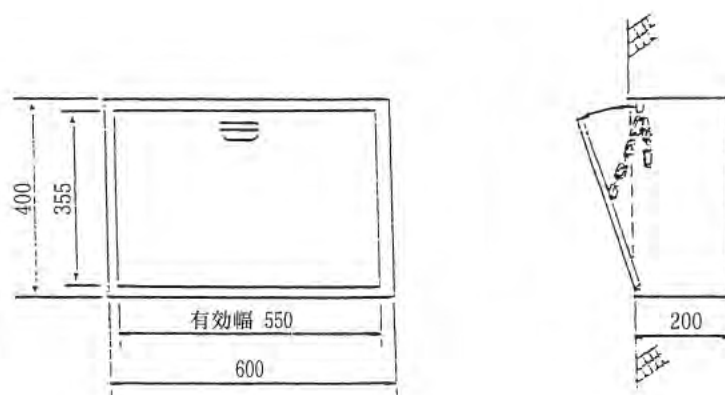


図-8

壁付メーター設置標準図



メーターボックス寸法



様式1号

## 直結（直圧増圧）式給水事前協議書

年 月 日

大分市水道事業管理者 殿

「中高層建物直結給水施行基準」の規定に基づき直結（直圧増圧）給水を受けたいので協議します。

申請者住所 (給水装置所有者)					
氏 名					
給水装置設置場所	大分市	町	番 号	丁 目	
指定給水装置工事事業者 住 所 氏 名					印
	電話 ( )	—			
給水装置工事主任技術者 (設計者) 氏 名	交付番号 第	号		印	
※ 添付書類	① <input type="checkbox"/> 位置図    ② <input type="checkbox"/> 平面図    ③ <input type="checkbox"/> 配管立面図    ④ <input type="checkbox"/> 水理計算書				

局受付	年	月	日	第	号		
直 結 給 水 施 工 判 定							
設 計 水 圧	m	可 ・ 不可		課長	補佐	係長	担当
設計残存水頭	m						
所見(可・不可の理由)							

大 水 営 第 号  
年 月 日

直結（直圧増圧）式給水事前協議回答書

住 所

申請者 様

大分市水道事業管理者 印

直結（直圧増圧）式給水事前協議について（回答）

年 月 日に事前協議申請がありました直結（直圧増圧）式給水  
について次のとおり回答します。

記

協 議 番 号	第	号
申 請 地	大分市	丁目 番 号 町 番地
可	条 件	
不可	理 由	

注1) 配水管の布設替工事や配水管の事故等によりやむを得ず緊急的に断水、減水することがありますので、給水方式による長所、短所を十分に考慮され、最適な給水方式を採用して下さい。

注2) 給水装置工事の施工は大分市水道局指定給水装置工事事業者へご依頼して下さい。

大分市水道局営業課

給水装置の概要

建物名称	
建物階高	地上 階 地下 階
延床面積	m <sup>2</sup>
建物用途	<input type="checkbox"/> 住宅専用建物 <input type="checkbox"/> テナント(住宅以外)専用建物 <input type="checkbox"/> 併用建物 <input type="checkbox"/> その他 ( )
給水戸数	住宅 戸 テナント 戸
給水装置	1日使用水量 m <sup>3</sup> /日
	瞬間最大使用水量 l/分
	管口径 配水管 mm × 分岐管 mm
	量水器口径 mm 個
	mm 個
	mm 個
	増圧装置 形式 仕様 口径 × l/分 m × kW 設置位置 階
	逆止装置 形式
	配水管埋設道路面と最高位給水栓の差 m
	配水管埋設深度 m
現場付近の最小動水圧 MPa	
その他	



直結(増圧)式給水装置に関する維持管理誓約書

年 月 日

大分市水道事業管理者 殿

申込者 住所  
(所有者)

氏名  
電話

印

設置場所	
建物名称	
委託管理者	住所 氏名 電話

上記建物に係る、直結増圧給水方式による給水装置の維持管理について、下記事項を誓約いたします。

(使用者等への周知)

1. 直結増圧式給水装置について次のような特徴を理解し、使用者に周知させるとともに、直結増圧式給水装置について問題が発生した時は当方で処理いたします。
  - ①使用者に周知させるため、必要事項を見やすい場所に掲示します。
  - ②停電や故障により増圧ポンプが停止した時、または制限給水等により一時的に断水や水圧低下に伴う出水不良及び濁水が発生した時には、共用の給水栓を使用します。
  - ③共用の給水栓使用料支払いについては、当方の責任において行います。
  - ④直結増圧式給水装置を設置した場合、受水槽のような貯留機能がないため、水道局施工の配水管工事及びメーター取替作業等による計画的及び緊急の断水の場合には、水の使用が出来なくなることを承諾します。

(定期点検等)

2. 直結増圧式給水装置及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回の定期点検を行うとともに、必要の都度保守点検または修繕を行います。

(損害の保証)

3. 直結増圧式給水装置に起因して逆流または漏水が発生して、市水道局もしくはその他の使用者に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

(ポンプの維持管理)

4. ポンプ故障時の緊急時に備え、管理室等に異常表示(ブザー、ランプ)すると共に、維持管理体制を記載した表示板をポンプユニット付近に使用者の目に付きやすい場所に設置します。

(管理人等の変更の届出)

5. 直結増圧式給水装置に変動があったときには、給水装置所有者変更届と本誓約書を添付し提出します。

## 大分市小規模貯水槽水道維持管理指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小規模貯水槽水道の設置の届出、維持管理等について定めるところにより、清浄な飲料水の供給を確保し、もって市民の公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (設置の届出等)

第2条 市長は、小規模貯水槽水道（水道法「昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道のうち、法第3条第7項に規定する簡易専用水道以外のものをいう。以下同じ）を新設し、増設し、又は改造しようとする者（設置者以外に当該小規模貯水槽水道の全部の管理について権限を有する者があるときは、当該権限を有する者。以下「設置者等」という。）に対し、小規模貯水槽水道設置届（新設・増設・改造）（様式第1号）の提出を求めるものとする。

2 市長は、設置者等に対し、前項の設置届に記載事項の変更があったときは、小規模貯水槽水道設置届記載事項変更届（様式第2号）の提出を求めるものとする。

3 市長は、設置者等に対し、当該小規模貯水槽水道の廃止（該当しなくなったときを含む。）又は休止があったときは、小規模貯水槽水道廃（休）止届（様式第3号）の提出を求めるものとする。

### (維持管理)

第3条 市長は、設置者等に対し、次の各号に掲げる項目ごとに、当該各号に定めるところにより、小規模貯水槽水道を適切に維持管理することを求めるものとする。

(1) 保守点検 小規模貯水槽水道の保守点検は、別表第1に掲げる点検項目ごとに定める主な点検内容について実施し、異常を発見したときは、速やかに改善の措置を講ずるものとする。

(2) 水質管理 小規模貯水槽水道の水質は次のアからオに定めるところにより管理するものとする。

ア 給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。

イ 給水栓における水に異常な味が認められないこと。

ウ 給水栓における水に異常な色が認められないこと。

エ 給水栓における水に異常な濁りが認められないこと。

オ 残留塩素の管理は、給水栓における水に遊離残留塩素が $0.1\text{mg}/\ell$ （結合残留塩素の場合は $0.4\text{mg}/\ell$ ）以上認められること。

(3) 水質の検査 小規模貯水槽水道の水質の検査は、別表第2の1水質検査の項に定めるところにより、同項第1号から第3号までにあつては毎日、同項第4号にあつては、必要に応じて検査を行うものとする。

(4) 水槽の清掃及びその業務委託 水槽の清掃は、貯水の水質保全及び衛生確保を図るため、1年以内ごとに1回定期的に別表第2の2水槽の清掃方法の項に定める方法により行うものとする。水槽の清掃を委託する場合には、貯水の衛生及び安全を確保し、並びに清掃後の水質保全を図るため、次の者に委託することが望ましい。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により同項第5号の建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業として登録を受けた者

イ アに掲げる者と同等以上の清掃作業を行うことができると認められる者

(5) 汚染事故の措置 水質等に異常があった場合については、次のアからエに定めるところにより、措置を採るものとする。

ア 給水栓における水等に異常を発見した場合の連絡通報体制を明確にし、事故の防止及び早期発見に努めること。

イ 水質汚染事故が発生した場合は、大分市保健所及び水道局に速やかに連絡すること。

ウ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を利用することが危険であることを関係者に周知徹底すること。

エ 給水栓における水に臭い、味、色、濁りその他の異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うとともに大分市保健所及び水道局に速やかに連絡すること。

(6) 帳簿書類、記録等 帳簿書類、記録等については、次のア、イに定めるところによる。

ア 小規模貯水槽水道の配置及び系統を明らかにした図面及び水槽の周囲の建造物の配置を明らかにする平面図を整理し、保管すること。

イ 小規模貯水槽水道の保守点検、水質管理、水槽の清掃その他の結果を、小規模貯水槽水道維持管理台帳（様式第4号）により記録し、関係書類とともに3年間保存すること。

（清掃報告書等の提示）

第4条 設置者は、小規模貯水槽水道により水の供給を受ける者から請求があった場合は、水槽の清掃報告書又は水質検査結果書等関係書類を提示するよう努めなければならない。

（報告及び指導）

第5条 市長は、小規模貯水槽水道の維持管理に関する情報を提供し、衛生思想の普及向上に努めるものとする。

2 市長は、小規模貯水槽水道を通じた清浄な飲料水の供給の確保と、市民の公衆衛生の向上に必要なものと認めるときは、設置者に対し、小規模貯水槽水道の維持管理について報告を求め、又は現地において指導を行うことができる。

（適用除外）

第6条 第3条から前条までの規定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物に設けられた給水に関する施設については適用しない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

## 小規模貯水槽水道保守点検表

点 検 項 目	主 な 点 検 の 内 容
受水槽・高置水槽	(1) 周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 (2) 本体にヒビ割れや接合部にすき間等がないこと。 (3) 水槽内の水中には異常な浮遊物質等がないこと。 (4) 底には、異物が認められないこと。 (5) 水槽内部は塗装等で完全に遮光されていること。 (6) 水は清浄であり、異常が認められないこと。
マ ン ホ ー ル	(1) 施錠が確実にされていること。 (2) パッキンが劣化し、雨水等の浸入のおそれがないこと。 (3) マンホール面は、槽上面から雨水等が浸入しないものであること。
オ ー バ ー フ ロ ー 管	(1) 防虫網が破損し害虫等が入り込むおそれがないこと。 (2) 防虫網には、ゴミ等が溜まっていないこと。
通 気 管	オーバーフロー管に同じ
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間不使用となる配管内の水（消火用、冷却塔等）は定期的に入れ替えること。</li> <li>・逆止弁等が正常に作動するか定期的を確認すること。</li> </ul>

## 別表第2（第3条関係）

水質検査の方法、水槽の清掃方法に係る基準

### 1 水質検査

#### (1) 臭気

ア 試料の採取及び保存 試料は、精製水で洗浄したガラス瓶に採取し、直ちに検査する。

イ 試験操作 検水100mlを容量300mlの共栓付き三角フラスコに採り、軽く栓をして40℃ないし50℃に加温し、激しく振った後、直ちに塩素臭以外の臭気を調べる。

#### (2) 味

ア 試料の採取及び保存 臭気の検査の例による。

イ 試験操作 検水100mlをビーカーに採り、40℃ないし50℃に加温した後、口に含んで塩素味以外の味を調べる。

#### (3) 色、濁り

ア 試料の採取及び保存 臭気の検査の例による。

イ 試験操作 無色透明のガラス製容器（約200ml入り）に採取し、気泡等が上昇消失した後、肉眼で黒又は白色紙等を背景として透視し、沈積物及び浮遊物質の有無を含めて調べる。

#### (4) 残留塩素（DPD法）

ア 試薬DPD試薬

イ 器具（共栓付き比色管） 容量50mlのもの

ウ 試料の採取及び保存 試料は、精製水で洗浄したガラス瓶に採取し、直ちに測定する。

エ 試験操作

（ア）遊離残留塩素 リン酸緩衝液2.5mlを共栓付き比色管に採り、これにDPD試薬0.5gを加える。  
次に、検水を加えて全量を50mlとし、混和後、呈色を残留塩素標準比色列と側面から比色して、試料中の遊離残留塩素の濃度を求める。

（イ）残留塩素 （ア）で発色させた溶液にヨウ化カリウム約0.5gを加えて溶かし、約2分間静置後の呈色を残留塩素標準比色列と側面から比色して、試料中の残留塩素の濃度を求める。

（ウ）結合残留塩素 残留塩素濃度と遊離残留塩素濃度との差から試料中の結合残留塩素の濃度を算定する。

### 2 水槽の清掃方法

ア 高置水槽又は圧力水槽の清掃は、原則として受水槽の清掃の日と同じ日に行うこと。

イ 作業者は、常に健康状態に留意するとともに、健康状態が不良である者は、作業に従事しないこと。

ウ 作業衣及び使用器具は、水槽の清掃専用のものとし、かつ、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。

エ 水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。

オ 壁面等に付着した物質の除去は、水槽の材質に応じ、適切な方法を用いて行うこと。

カ 清掃終了後、水道水の引込管等の停滞水や管内のもらいさび等が水槽内に流入しないようにすること。

- キ 水槽内の消毒薬は、有効塩素50～100ppmの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
- ク 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付け、又はブラシ等を利用して、2回以上行うこと。
- ケ 消毒後の水洗い及び水槽内への水張りは、消毒終了後少なくとも30分以上経過した後に行うこと。
- コ 水槽内への水張り終了後、水槽及び給水栓における水について、第3条第3号の規定による水質の検査を行うこと。

年 月 日

大分市長 殿

設置者 住所

フリガナ  
氏名

電話

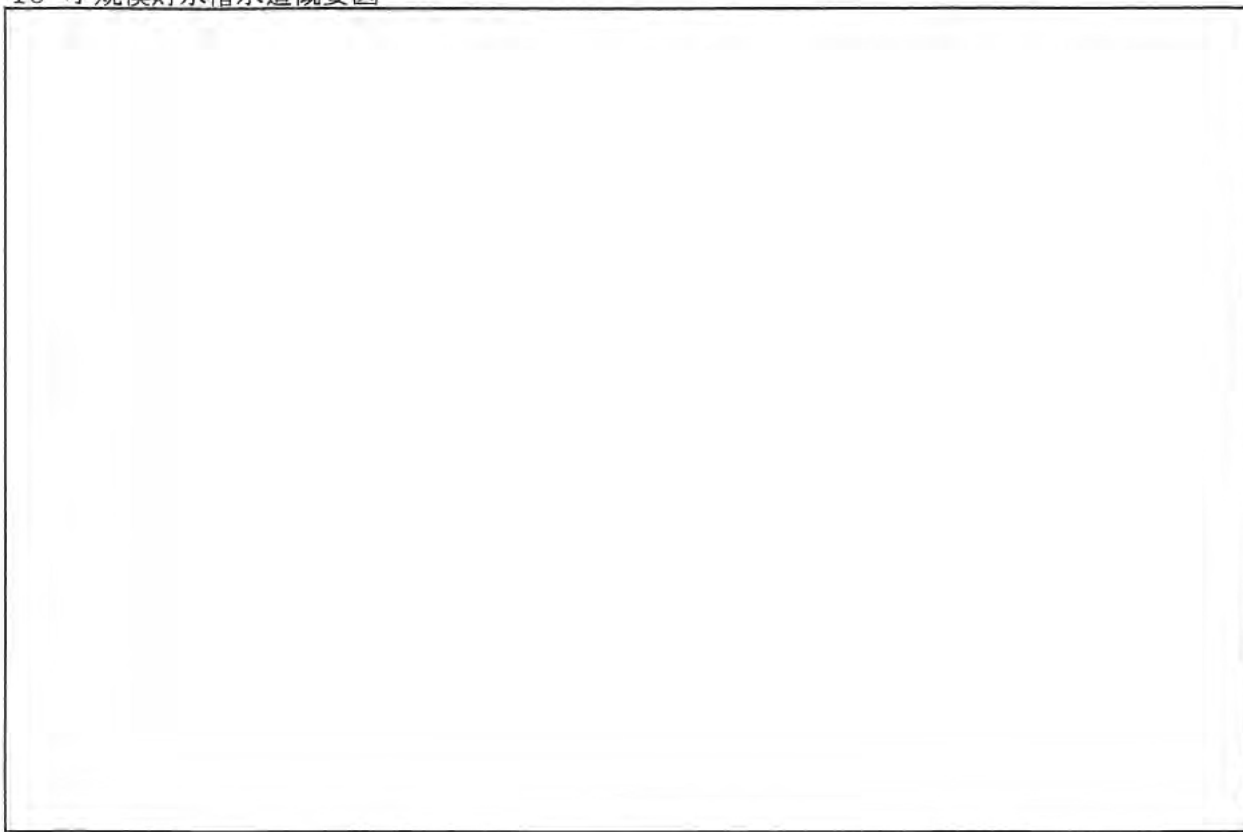
( 法人その他団体にあつては、その名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 )

小規模貯水槽水道設置届(新設・増設・改造)

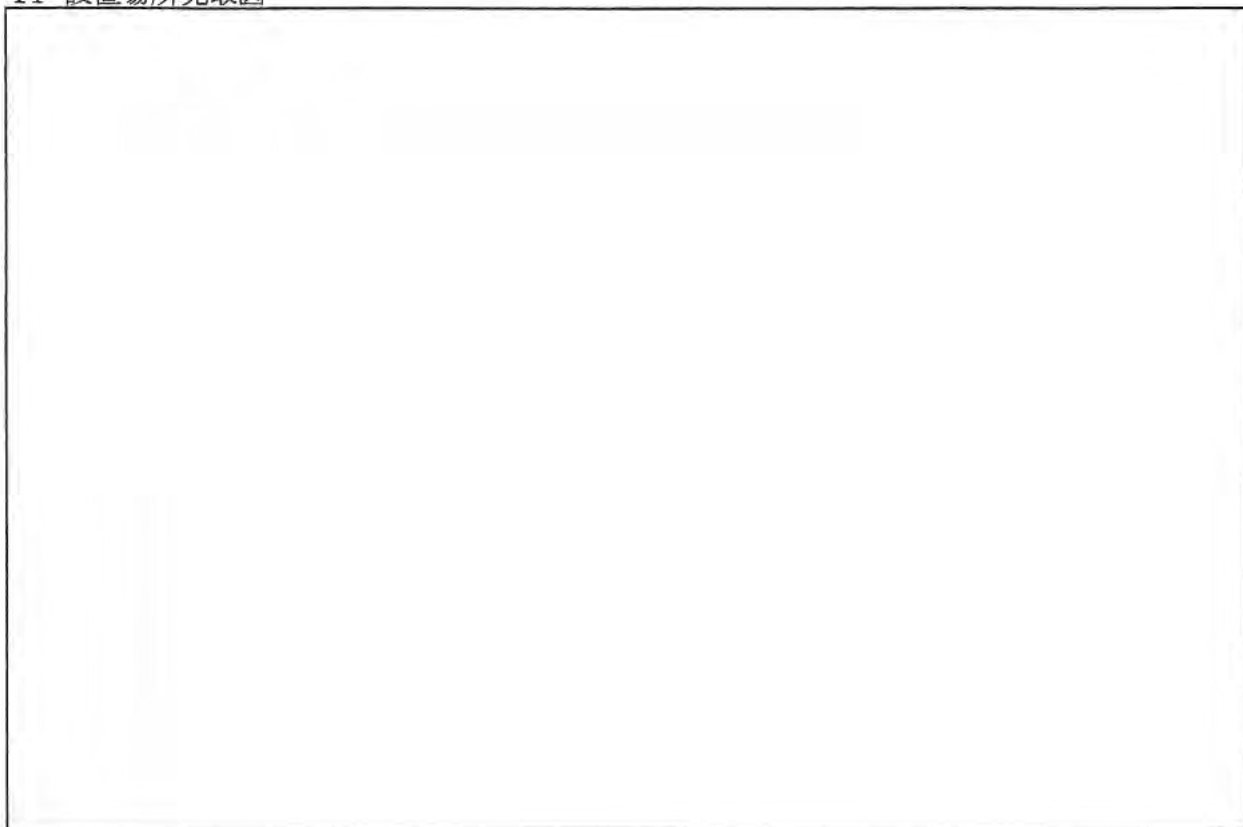
下記のとおり小規模貯水槽水道を(新設・増設・改造)するので、大分市小規模貯水槽水道維持管理指導要綱第2条の規定により届けます。

1	小規模貯水槽水道の名称	小規模貯水槽水道							
2	設置場所								
3	工事着手(予定)年月日	年	月	日					
4	工事完了(予定)年月日	年	月	日					
5	給水開始(予定)年月日	年	月	日					
6	管理者氏名 (住所)	(TEL )							
7	種別	住居・商業ビル・事務所・学校・その他( )							
8	給水対象者	居住者	人	その他(昼間人口)	人				
9	水槽の概要								
区分	名称	寸法				全水深 (m)	有効水深 (m)	有効容量 (m <sup>3</sup> )	備考
		幅(m)	長さ(m)	高さ(m)	全容量(m <sup>3</sup> )				
受 水 槽		・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	
	合計				・			・	
高 置 ( 高 架 ) 水 槽		・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	
	合計				・			・	

10 小規模貯水槽水道概要図



11 設置場所見取図





小規模貯水槽水道設置届記載事項変更届

年 月 日

大 分 市 長 殿

設置者 住所

氏名

電話

（法人その他団体にあつては、その名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで設置届をした小規模貯水槽水道設置届の記載  
事項を下記のとおり変更したので、大分市小規模貯水槽水道維持管理指導要綱  
第2条の規定により届けます。

記

- 1 小規模貯水槽水道の名称
- 2 変更した事項
- 3 変更した理由
- 4 変更した年月日

(注)この様式による変更届は、設置者の住所及び氏名並びに小規模貯水槽水道の名称に変更を  
生じた場合のみに限定されるものであること。

小規模貯水槽水道廃（休）止届

年 月 日

大 分 市 長 殿

設置者 住所

氏名

電話

（ 法人その他団体にあつては、その名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ）

年 月 日付けで設置届をした小規模貯水槽水道を下記のとおり廃止・  
休止したので、大分市小規模貯水槽水道維持管理指導要綱第2条の規定により  
届けます。

記

- 1 小規模貯水槽水道の名称
- 2 廃止（休止）年月日
- 3 廃止（休止）の理由

※ 水道事業に統合される場合は、水道事業体の引き受け書等の写しを添付すること。

小規模貯水槽水道維持管理台帳

設置者  
設置管理者

区分	水質検査					点 検					項 目			備考			
	臭	味	色	濁	残留塩素 採水箇所 mg/l	受水槽		通気管		高置水槽			その他				
						マンホール	オーバーフロー管	マンホール	オーバーフロー管	本体	通気管	マンホール			オーバーフロー管	通気管	
年月日																	

(記入上の注意)

- 1 残留塩素欄以外は、正常な場合には○印、異常があった場合には×印で記入する。
- 2 備考欄には、点検者、修繕、事故、その他必要な事項を記入する。
- 3 水槽の清掃、水質検査の記録は、業者、検査機関等の報告書を添付してください。

## 資料13

大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交付要綱を次のように定める。

平成 28 年 6 月 15 日

大分市水道事業管理者 三重野 小二郎

### 大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鉛給水管の取替えの促進を図るため交付する大分市水道局鉛給水管取替工事助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者は鉛給水管取替工事（以下「取替工事」という。）を行う者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、大分市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本市の給水区域内に給水装置を所有又は使用する者で、取替工事の完了後においても当該給水装置を所有又は使用するものであること。
- (2) 取替工事の施工において土地及び給水装置の所有者の承諾を得ている者（第 5 条の規定による申請をする者と土地及び給水装置の所有者が異なる場合に限る。）であること。
- (3) 水道料金を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(助成対象工事)

第3条 助成金の交付の対象となる取替工事は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、

管理者が特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

(1) 大分市水道事業給水条例（平成9年大分市条例第40号）第6条第1項に規定する指定給水装置

工事事業者が大分市水道事業給水条例施行規程（平成10年大分市水道事業管理規程第10号）に基

づいて施工する工事であること。

(2) 配水管の分岐箇所から水道メーターの建物側概ね50センチメートルまでの間の鉛給水管を含

む給水管の全延長を、管理者が指定する材質の給水管に取替える工事であること。

2 取替工事は、配水管から分岐して設けられた給水管1件ごとに助成の対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、取替工事を施工しようとしたところ鉛給水管が使用されていないこ

とが判明したため取替工事を行わなかった場合、及び第6条の規定による交付決定を受けていない

建替工事等を施工している際に、鉛給水管を使用している事が判明した場合についても助成の対象

とする。

4 公共事業及び公共施設の工事である取替工事は、助成の対象としない。

(助成金の額等)

第4条 助成の対象となる経費は取替工事に要する経費とし、助成金の額は当該経費に2分の1を乗

じて得た額で、10万円を限度とする。

2 助成金は予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて取替工事の施工前に管理者に提出しなければならない。ただし、第3条第3項の規定により助成の対象となる場合はこの限りではない。

- (1) 給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認・工事設計審査申込書
- (2) その他管理者が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときには、助成金交付を決定し、大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、管理者は必要な条件を付すことができる。

（完了届）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、取替工事が完了したときは、速やかに大分市水道局鉛給水管取替工事完了届出書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交付決定通知書の写し
- (2) 当該工事に係る領収書の写し
- (3) その他管理者が必要と認める書類

（額の決定）

第8条 管理者は、前条の規定による届出があったときは、その内容を審査し、適当であると認め

ときは、助成金の額を決定し、大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交付額決定通知書（様式第4

号）により助成決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 助成金の交付の請求をしようとする助成決定者は、大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交

付請求書（様式第5号）に関係書類を添えて管理者に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第10条 管理者は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又

は一部を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助

成金の返還を求めるものとする。

(1) この要綱の規定又は管理者が付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 取替工事が適切に施工されていないと認められたとき。

（調査等）

第11条 管理者は、必要があると認めるときは、取替工事の施工状況について調査し、若しくは必要

な資料を検査し、又は資料の提出を求めることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。



平成 年 月 日

大分市水道事業管理者 殿

申請者 住所

氏名

㊟

### 大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交付申請書

大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

#### 記

##### 1 給水装置設置場所

給水装置設置場所	大分市
水道番号	
水栓番号	

##### 2 見積額

\_\_\_\_\_ 円

##### 3 実施予定期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

##### 4 添付書類

- ・ 給水装置新設(改造 修繕・撤去)承認・工事設計審査申込書
- ・ 大分市指定給水装置工事事業者作成の掘削・復旧・配管工事等の内容のわかる工事見積書(写し可)
- ・ 誓約書(様式第6号)

住所

氏名 様

大分市水道事業管理者



### 大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交付について、下記の条件を遵守することで交付いたします。

#### 記

- 1 承認番号 中 東 西 第 号
- 2 助成金の額は当該経費に2分の1を乗じて得た額。  
ただし、上限を10万円とする。
- 3 助成の対象となるのは、次の①～④の全てに該当する者とする。
  - ① 本市の給水区域内に給水装置を所有又は使用する者で、取替工事の完了後においても当該給水装置を所有又は使用するものであること。
  - ② 取替工事の施工において土地及び給水装置の所有者の承諾を得ている者(第5条の規定による申請をする者と土地及び給水装置の所有者が異なる場合に限る。)であること。
  - ③ 水道料金を滞納していないこと。
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する者でないこと。
- 4 当該工事に関する申し込みが取り下げられた場合は、本決定も無効とする。
- 5 工事終了後に、取替工事完了届出書に当該工事の領収書並びに「別表1」の添付書類を添えて、速やかに提出すること。

平成 年 月 日

大分市水道事業管理者 殿

申請者 住所

氏名

印

### 大分市水道局鉛給水管取替工事完了届出書

平成 年 月 日付け大水営 号-1にて交付決定のあった平成 年度大分市水道局鉛給水管取替工事助成金の対象工事について、工事が完了しましたので下記のとおり報告します。

#### 記

1 工事金額

円

2 工事の内容

(1) 給水装置設置場所

(2) 実施期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

3 添付書類

ア 大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交付決定通知書(写し可)

イ 当該工事に係る領収書(写し可)

ウ その他の添付書類(別表1)等

住所

氏名

様

大分市水道事業管理者



### 大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交付額決定通知書

記

1 交 付 金 額

円

2 承 認 番 号

号

上記のとおり、平成 年 月 日付大水営第 号-1で承認しました鉛給水管取替工事助成金交付申請について、交付額が決定しましたのでお知らせします。本通知書を受取り後は、速やかに助成金交付請求を行って下さい。

平成 年 月 日

大分市水道事業管理者 殿

申請者 住所

氏名

印

### 大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交付請求書

大分市水道局鉛給水管取替工事助成金について、下記のとおり請求します。

#### 記

1 交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先金融機関名等

振込先	銀行・組合・金庫		本店
			支店
フリガナ 口座名義人		普通	
		当座	

3 添付書類

- ・ 大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交付決定通知書(写し可)
- ・ 大分市水道局鉛給水管取替工事助成金交付額決定通知書(写し可)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、大分市水道局が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
  - (7) 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分市水道事業管理者 殿

住 所 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

※ 大分市水道局では、大分市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をおねがいしています。

別表 1

工事写真	土木工事	各工程ごとに状況や出来形が明確に確認できるように撮影し、工程順に整理して提出すること。
	配管工事	施工前の鉛給水管の布設状況及び施工の布設工程や配管状況、使用材質、規格、数量を黒板等に記載して撮影し提出すること。また、メーター番号が明確に判読できる写真も複数枚必要。
平面図及び断面図	土木工事について、掘削、復旧の寸法、埋戻し材料を記入すること。	
交通誘導員	配置した場合は、確認できる日報の写し及び写真を提出すること。	
その他	複数の申請者が合同で取替工事を行った場合には、個別の工事1件ごとの工事費の積算が明らかである明細を提出すること。	